

<会議の経過>

13:04 再開

○清水委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、日程に従い、文化・教育・くらし創造部、こども・女性局及び教育委員会の審査を行います。

これより質疑に入ります。その他の事項も含めて質疑等があればご発言を願います。なお、理事者の皆さんにおかれましては、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いします。また、マイクをできるだけ近づけて答弁いただきますよう、よろしく願います。

それでは、ご発言願います。

○藤野委員 教育委員会に対して質問します。

今議会で代表質問をした際の答弁は、令和2年度の様々な取組にも関係しますので、その再質問も含めた形で行っていきます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策について質問しました。いわゆる県内の小学校の取組にばらつきがあり、教育格差、あるいはオンライン学習についての温度差等が非常に心配だという保護者の声を受けての質問でありました。教育長の答弁は、コロナ禍で教育格差を心配する声は市町村の対応の違いだけが原因ではなく、これまでの教育に対する不安の表れではないか、といったことや、全国学力・学習状況調査において、本県の公立小学校の国語平均点が全国で最下位となったことがさらに不安を高める結果となっていると思う、という答弁でした。先般も9月初めの新聞報道で、文部科学省の全国調査の結果が載っていました。国語の勉強は好きかという項目が、前回調査よりもかなり下回っていて約56%、前回は63%でした。また、国語の勉強は大切だと思うかという項目については、前回並みの93%。国語の授業の内容はよく分かるかという項目は83%、前回は86%であり、このような結果を受けて、県内小学生の国語に対する意欲の低下が見られたという報道でありました。

改めて、小学校の国語教育についての教育長の見解や今後の取組をお聞きしたいと思います。

○吉田教育長 今、学校教育課で調査結果を全県的に分析しています。藤野委員お述べのように、教科の授業が分からないといったところに学校の差があるのか、あるいは教員間で差が生じているのか、といったことを学校長にヒアリングしますと、若い教員が増えて

いる中で、やはり国語の指導力に課題がある場合もあるのではないかとということでした。

小学校のアンケートをしたときに、やはり教員は国語の指導に一番悩んでいるという結果が既に出ています。若い層とベテラン層の二極化、また、国語の指導が非常に困難であることをどのように解消すべきか、ということを検討しているところであり、年内には教育長を集めて分析結果を、まず共有したいと考えています。その後、小学校の校長会、あるいは中学校の校長会とも情報を共有しながら、教員の指導力の向上に、まず取り組むべきだと考えています。

○藤野委員 どの教科にもあてはまりますが、特に国語教育は、非常に大事で、以前にも質問の中で、読書離れが非常に進んでいる中で、図書室の活用も含めて、効果的に取り組んではどうか、という提案もした記憶があります。このような中で、さらに国語離れをしない教育の進め方にぜひとも取り組んでほしいと強くお願いするところです。

続いて、これも今本会議の質問において、ICT教育の充実について、ICT支援員の確保を求めたところです。基本的には市町村の取組だと理解していますが、ただ、確保に向けて苦勞している市町村もあるため、県も側面的支援を改めてお願いするところです。

ICT教育については、教育研究所の教育情報化推進部が中心、心臓部だろうと思います。この教育研究所の教育情報化推進部が、ICT活用指導力の向上にどのような取組を行っているのか、具体的に教えていただきたいと思います。

○大石教育研究所長 教員のICT活用指導力の向上のためには継続的、積極的に研修に取り組む必要があると考えています。そのため、教育研究所では教員のICT活用指導力向上を図るための研修を進めており、学校の状況に応じた内容の訪問研修等への取組も拡充し、それぞれ学校を支援しているところです。

また、オンラインによる先生応援プログラムを実施しており、これら全てを総合して教員の資質向上に努めているところです。先生応援プログラムとは、全教職員がGoogle Workspaceのエデュケーションを活用して授業を行えるようになることを目標にしており、教育研究所の指導主事等によるオンライン研修を昨年10月からスタートしたところです。昨年度は延べ5,000人が研修を受講し、その参加満足度調査においては、参加者の約90%から肯定的な回答を得ることができました。今年の3月に文部科学省が行った令和2年度学校における教育の情報化の実態に関する調査結果によりますと、本県の教員のICT活用指導力は、授業中にICTを活用して指導する能力などの全ての項目において上昇傾向が見られました。また、上昇の幅も大きいものもありました。

今年度はオンデマンド型研修の拡充や、双方向型で基礎・基本を一番不得手な方にマンツーマン等で行う研修の新設など、教員のニーズに応じた内容も新たに導入しており、13種類のプログラムを実施しています。奈良県教員の情報活用指導力のさらなる向上を図っており、8月末までで900名の受講がありました。

さらに来年度、高等学校でBYODの導入が始まることを見据え、9月からは高校の教員向けの研修を新設しています。端末とICTを活用した授業の提案を行っていますが、先生方は大変忙しいということもありますので、都合のよいとき、時間のあるときに見ることができるオンデマンド型でありますとか、あるいは進んでいる学校と交流する双方向型の研修を用意しているところです。こういった取組を通して、教員のICT活用指導力向上のための研修を充実させたいと考えています。

○藤野委員 かなりボリュームのある取組をされていますが、教育研究所では、人数も含めた体制はどれぐらいの規模でしょうか。

○大石教育研究所長 心臓部といたしましては、教育情報化推進部が担っていますが、そのほかの初任者研修や中堅教諭等の研修等、あらゆるメニューでICT等も取り入れていますので、そういう意味では教育研究所、総力を挙げて取組をしていると考えています。

○藤野委員 教育情報化推進部が心臓部となって、教育研究所全体でICT教育に向けて取組を進めているということで、我々も支援をしてまいりたいと思っていますので、どうか引き続きの取組をお願いします。

続いて、スクールソーシャルワーカーの確保についても本会議では質問しました。ヤングケアラーとされる子どもたちの悩みや苦しみをしっかりと受け止めることができる、そのようなカウンセラー、スクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーといった人材の確保が必要で、若干不足している部分を県がしっかりと補う取組を進めてほしいという内容でした。スクールソーシャルワーカーは、専門性が高く、また人材の確保が非常に困難であるため、市町村で任用される場合、県教育委員会が人材の生涯スキルを高める研修などの支援を引き続き行くと、本会議でも答弁されましたが、改めてこの取組をさらに進めることにおいて、県教育委員会の具体的な取組内容を教えていただきたいと思えます。

○大石教育研究所長 カウンセラーも含めて配置の現状等を申し上げます。スクールカウンセラーにつきましては、県立の高等学校及び公立の中学校、義務教育学校の全ての学校と、公立の小学校20校に配置し、特別支援学校については巡回配置しています。また、

配置のない小学校には、中学校配置のスクールカウンセラーが対応する体制を整えています。年間配置時間数については、児童生徒数を含めて総合的に判断し、小学校及び義務教育学校は44時間、中学校は44時間から180時間、高等学校は60時間から200時間となっています。また、特別支援学校には10時間程度の巡回配置を行っています。

続きまして、スクールソーシャルワーカーについて、現在8名雇用していますが、6市と1町を除いた32市町村と県立学校2校に派遣しています。派遣日数は各市町村の設置学校数に応じて、1市町村当たり年間10日から45日程度で1日当たり4時間を基本的に学校等で活動しています。

それぞれ資格等を持っている方ですが、専門家の必要性は十分に認識していますので、県でも研修等を進めながら配置しているところです。今後も学校や市町村教育委員会と連携するとともに、緊急対応が必要なケースについては要請に応じて対応できる体制を整備して、支援の充実に努めてまいりたいと考えています。

○藤野委員 具体的な取組を紹介していただきましたが、現在、市町村からスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等、県で確保してほしいという声はありますか。

○大石教育研究所長 そういった声があるというのは、間接的に伺っています。

○藤野委員 間接的、あるいは直接的であっても、市町村の厳しい財政状況の下での確保はかなり厳しいのではないかと思いますので、より積極的な支援をぜひともお願いしたいと思います。

また、ヤングケアラーの問題について、こども家庭課との連携もあるでしょうし、どこがどういう取組をするのかといったこともあります。教育委員会は学校での対応が考えられます。また、具体的に家庭に入って動くのはこども家庭課であろうと思うのですが、いずれにしてもヤングケアラーの問題も社会問題としてしっかりと取組を進めていかなければなりませんし、従来のいじめ、あるいは不登校、これも後を絶ちません。したがって、様々な子どもたちを取り巻く問題への対応をぜひとも引き続きお願いしたいと思います。

最後に、休職した教員の補充についてという質問も本会議でしました。これは産前産後、あるいは病欠等々含めた中で、教員が休職をされると、その代わりに臨時の教員が配置されるという仕組みですが、答弁では、従来の講師登録のほか、去年に開設した人材バンク、あるいはハローワークの求人等でなされていると聞きましたが、具体的に講師登録や人材バンクの登録、ハローワークの求人は、どのような状況か、教えてください。

○上島教職員課長 具体的な数字としまして、今年度4月以降の講師登録は100名程度

で、そのうち30名程度任用しました。

人材バンクについては、今年度43件の登録があり、1名任用しています。昨年度の登録は104名で、5名任用しました。

ハローワークへの登録は、今年度は1件で、1名任用していますが、昨年度は18名登録しまして、3名の任用につながっています。

○藤野委員 人材登録バンクで43件のうち1名を任用、あるいは講師登録が100名で、現在30名任用ということで、急な病欠等々への対応というのは、かなり登録されていてもタイミング的に難しいところがあるのかなと思います、その辺りの事情はどうか。

○上島教職員課長 登録していただいているのですが、登録も希望の校種や教科などがあり、うまくマッチングできていないところがあると考えています。

○藤野委員 なぜこの質問をしたかという、市町村教育委員会で急に何らかの問題が起きた、あるいは急な病欠で休まざるを得ない、休職せざるを得ない状況があつて、県にお願いしてもなかなか配置がうまくいかないと、こういったところも市町村教育委員会の悩みでないかと思いますので、講師登録、あるいは人材バンクの数もさらに増やすと同時に、市町村教育委員会との情報の共有や交換をさらに進めていって、よりスムーズな対応をしていただきたいと考えているからです。難しいのは重々に承知していますが、そういった対応をぜひともお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○森山委員 2点質問したいと思います。

1点は、昨年東京国立博物館で開催された特別展「出雲と大和」が結ぶご縁について質問したいと思います。この催しは非常に人気がありましたが、新型コロナウイルス感染症が蔓延してきたことで、残念ながら途中で終わってしまいました。しかし、この出雲と大和を結ぶご縁は今後も生かしていこうということで、コロナが少し落ち着いたときにGOTキャンペーンを活用して、主催者の1つであった島根県と本県が、出雲から大和へ、また大和から出雲へと、双方の名勝を観光するツアーも企画しました。しかし、またコロナが波を繰り返したことで、途中で止まって今に至っています。

この催しをきっかけに、いただいたご縁を継続的に結んでいくことで、首都圏で見ていただいた方だけでなく、大和の魅力を出雲の方に、出雲の魅力を大和の方にと、それぞれのファンが増えることも期待できると感じますし、こういう企画を島根県と共同で取り組んでいくことは、その切り口であった頭と幽の象徴の地を結ぶご縁として非常に魅力があると思います。その魅力を、末永いご縁をつないでいってほしいと考えています。

何度もこの件に関して質問を取り上げましたが、本会議では知事からも古代歴史文化でつながった島根県との貴重な縁を生かして、文化、観光など様々な分野での連携を進めて交流を深めていきたいとご答弁いただいています。そのとおり、一過性で終えるにはあまりにも惜しいと強く感じています。

そこで、コロナが収束し、経済活動が再開されたときに、上野で展示した出雲の名品を今度は大和で、反対に大和の名品を次は出雲で、というような、より身近な場所で展示することなどをはじめとして、東京国立博物館でのご縁を継続し、いろいろな分野で交流を深めていくべきと考えていますが、今後コロナが落ち着いた後、どのような取組を考えているのか、ご答弁をお願いします。

○中川文化資源活用課長 森山委員にご紹介いただきました特別展「出雲と大和」については、令和2年1月15日から東京国立博物館において開催しました。新型コロナウイルス感染症の影響により、残念ながら10日前倒しで閉幕しましたが、大変ありがたいことに、13万人を超える方にご来場いただいたところです。その後も島根県との連携を進めていまして、本年3月には、島根県の古代出雲歴史博物館におきまして、特別展「しきしまの大和へ」を開催しました。ひすい製合わせ勾玉など、榎原考古学研究所附属博物館が保管する多くの文化財を出展し、島根県民の方々をはじめ、9,000人を超える方にご覧いただいたところです。

また、島根県とは、これらの特別展の開催と並行して、平成26年度から、古代の歴史文化に関する優れた書籍を表彰する古代歴史文化賞を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度、令和3年度と続けて休止せざるを得ませんでした。状況の改善を待ち、来年度以降、ぜひとも継続して実施したいと考えています。

また、古代歴史文化共同調査研究も継続して展開しているところで、島根県をはじめとする古代の歴史文化にゆかりの深い府県間連携も継続、発展させていきたいと考えています。

そのほか、文化施設連携としまして、島根県立古代出雲歴史博物館、三重県の斎宮歴史博物館、本県の万葉文化館では、文化交流に関する連携協定を結び、この3館による連携シンポジウムを継続的に実施しています。今年度は、万葉文化館の開館20周年に当たりますので、記念特別展「うま酒の国 大和」に合わせ、古代日本の酒文化をテーマとした催しを、今月の31日に連携開催します。

森山委員お述べのとおり、これらのご縁を大切に、より強い絆となるように取組を引き

続き進め、文化、観光などの交流を一層進めていきたいと考えています。

○森山委員 ご答弁ありがとうございました。この間、万葉文化館で資料を頂き、このような催しがあるということを楽しみにしているところです。頭と幽の象徴の地という切り口は、すばらしいと痛感しているのですが、そのご縁で結ばれる交流を一過性とせず、コロナ禍で中断してはいますが、中止とならないよう、進化させていっていただきますよう、末永いご縁を結んでいただきますよう、よろしく申し上げます。

もう一つの質問に移ります。国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会をきっかけとした施設整備について質問します。

県内のスポーツ施設は老朽化したものが多いということで、11年後のこの大会をきっかけにして、本県のスポーツ拠点として、陸上競技場をはじめ、施設を抜本的に整備していくと思います。この秋に奈良県の準備委員会が設置することになりますけれども、県民の方がより身近に親しみが持てるスポーツ施設となるように、どのような施設を目指すのかという意見を、大会が終わってからその施設を利用する関係者にも、計画の段階から参加してもらうことが望ましいと考えていますが、今後、進めていくに当たって、どのように考えているのか、お聞かせください。

○木村国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室長 スポーツ施設の整備に当たっての考え方ですが、森山委員お述べのとおり、現在、進めているスポーツ施設の整備については、令和13年開催予定の国民スポーツ大会の主会場として使用することを一つの目的としています。しかし、それだけではなく、この国民スポーツ大会を機に、県民の皆様にも少しでも運動、スポーツに興味、関心を持っていただき、その後、施設を利用させていただくということも非常に重要だと思っています。そのため、日常的に使いやすい施設にすべきということも当然、考えていまして、その整備に当たっては、例えば民間のアイデア、競技団体のご意見なども参考に進めていきたいと考えています。

例えば、大和郡山市のスィムピア奈良では、PFI方式で整備、運営していきまして、多くの方々に利用していただいている事例もあります。これらを参考に、今後の整備の進め方をしっかり考えていきたいと思っております。

○森山委員 ありがとうございました。

抜本的に整備するスポーツ施設は幾つも出てくると思いますけれども、例えば陸上競技場であれば、陸上選手、陸上連盟の関係の方、野球場であれば、野球をする方など、大会が終わってから、それぞれのグラウンドや施設を利用する人たちの意見を聞くことで、大

会が終わった後に稼働率が上がることもつながりますし、利用する人たちの思いも含めて、整備を進めていくことが非常に大切なことだと感じていますので、前向きに進めていただくことを期待しています。よろしくお願いします。

○**阪口委員** 教育委員会に2点質問します。

1点目は、学校図書館の振興、充実についてです。

県下の公立高等学校で、図書館司書が配置されている学校数と、正規職員の数と臨時職員の数はどうなっているのか、まず実態をお聞きします。

○**上島教職員課長** 高等学校の学校図書館に配置されている司書は、現在29名です。正規職員が34.5%、再任用職員が13.8%、合わせて48.3%になります。臨時的任用職員が51.7%となっています。

○**阪口委員** ちょっと分かりにくいので、正規職員が配置されている学校数と臨時職員が配置されている学校数でお答えしていただけますか。

○**上島教職員課長** 正規職員が配置されている学校数は10校、再任用職員が配置されているのが4校、臨時的任用職員が配置されているのが15校でございます。

○**阪口委員** 問題点は、正規職員が配置されている学校が10校と非常に少ないことです。正規職員は、今後採用されなくなっていくのか、もしくは10校から増やそうという考えがあるのか、お聞きします。

○**上島教職員課長** 学校図書館の司書につきましては、臨時的任用職員の比率が高いこと、高年齢化していることは認識していますので、今後、継続的に司書を採用することによって、計画的に解消できるよう努めていきたいと考えています。

○**阪口委員** 続きまして、正規職員の人事異動はどのようになっているのか、常に臨時職員ばかりの学校が存在するのか、人事異動のローテーションについてお聞きします。

○**上島教職員課長** 例年、人事異動については、学校長に対するヒアリング等を実施し、学校司書も含めて、所属の意見を伺いながら、異動を検討しているところです。学校図書館の特色等も踏まえながら、今後も適正に人材配置ができるよう努めていきたいと考えています。

○**阪口委員** 私の希望としましては、正規職員が多いほうが学校図書館の充実につながるだろうと考えるため、固定化されるのではなく、人事異動につきましても適切な配置をお願いしたいと、要望して終わります。

2点目の質問は、教育長に対する質問です。プリントをお手元に配っています。

内容は、公立の義務教育の学校での教職員の給与等に関する特別措置法についてです。このような訴訟があり、判決が出ました。原告の請求は棄却されていますが、裁判の中では、給与体系の見直しや教育現場の勤務環境の改善を図られること、働き方改革について改善を求めている、かなり突っ込んだ判決であると思います。

教育長も教育経験が長いですし、私も前職は38年、教師をしていました。勤めた当時は非常にゆとりがあったのですが、辞める頃になると、仕事量が多くありました。8時間でこなせない、必ず持ち帰らないといけない、となると体も疲弊してきます。昼休みは当然、労働基準法で休憩時間になりますが、休憩できるわけではなく、事件があれば行く、電話がかかってくる、といったように、ほとんど昼の休憩はなく、疲弊していきます。かつては自主研修もありましたし、教師は、夏休みは学校で勤務しなくてもいいということもあって、私が勤めていた頃はゆとりがあったのですが、現在は教師に多くの課題が与えられて大変なことになっている。そうすると、当然教員離れも起こって、優秀な人材が登用されない。

私は、県庁職員の超過勤務についてもずっと取り上げてきました。そういう中で、かつて、35歳の砂防・災害対策課の男性職員が自死をしたということがあり、公務災害が認定されています。しかし、公務災害認定をされても、病気になってしまったらどうにもならないと考えます。

教育長にお聞きしたいのは、こういう判決を踏まえ、現在、教員の働き方改革について、どういう取組をされ、どういう考えをお持ちなのか、お聞きします。

○吉田教育長 まず、今回の判決では、校長に教員の長時間労働を解消する措置を取るべき注意義務があるという判決を、我々は真摯に受け止めるべきであると思います。校長に注意義務があるということは、教育委員会にもあると受け止めるべきだと思っています。

これまでも長時間労働を解消するための取組を実施してまいりました。特に小学校では教材研究がかなり時間を要しますし、中学校のアンケートでは、部活動に時間を要するといった結果も出ています。部活動に対しては、指導員を入れるという努力も市町村でなされていて、教材研究に関しましては、阪口委員もご存じのように、子どもたちにいい授業しようと思うと、切りがない。ですから、勤務時間の中で教材研究をすれば、当然勤務時間になりますけれども、我々も家で教材研究するということが多々ありました。それは自発的な研修になるのではないかと私は捉えています。ただ、小学校の教科数が多いということに関しては、これからは教科担任制を導入していく必要があるのではないかと考えて

います。

また、教科担任制とともに、阪口委員がおっしゃったように、ゆとりある研修を教員ができるような体制をつくるべきではないかと思えます。学校でしかできない研修だけでなく、校長が認めた、図書館へ行っていろいろなものを調べるといふ、そういったゆとりある研修を認めていく方向性は私も賛成です。

それから、ICTを活用して業務を効率化するということに対しては、やはり早急に取り組むべき課題だと思っています。高等学校では通知票をデジタル化して打ち出しているということは、もう何年も前からやっていますけれども、これは、小学校では抵抗感があるようです。自筆で書くことが子どもに対する愛情であると思っているようですけれども、それよりもいい授業をすることのほうがもっと愛情であると思っていますので、そういった業務をデジタル化することによって効率化をしていきたいと思えます。子どもたちもコンピューターを1人1台持っていますし、教員も持っています。授業もICTを活用した授業をすると、教材がストックされますし、今後にも役立つのではないかと思えますので、ICTを活用した業務の効率化にも取り組んでまいりたいと考えています。

○阪口委員 もう1点質問ですが、小、中、高等学校で、教師の超過勤務についての統計を文部科学省が出していると思うのですが、奈良県ではどのぐらい教師が持ち帰って仕事をしているのか、そういう統計等はあるのでしょうか。

○吉田教育長 今、手元に持ち合わせていませんけれども、過去に調査したことはあります。しかし、数年前ですので、やはり最新の調査をすべきでないかと思っていますので、調査したいと思えます。

○阪口委員 これは要望です。私自身は、教職員の仕事量が非常に増えていると思えます。これは私の実感です。ですので、どのようになっているのか、先ほど統計があるかとお聞きしました。教育長も長く高等学校で教員をされていましてから実態がよくお分かりだと思います。できるだけ労働基準法に基づいて、そして、意欲を持って教師を勤め、最後まで終わることができるようにしてあげていただきたいと思えます。

私が退職する頃は、もう非常に大変でした。もう朝から晩まで働かされて、へとへとになるという感じでした。私の子どもも教師になりたいと言いましたが、やはりやめておく、となりました。ぜひ、教育長は長く教職を勤められて、また、教育長も長いですから、県下でそういう指導もしていただいて、優秀な人材が奈良県に来るようお願いしたいと思います。

○小林（照）委員 4点質問させていただきます。

初めに、なら歴史芸術文化村についてです。

施設整備で、2019年度は約62億円、2020年度に30億円余り予算が投入されていますが、なら歴史芸術文化村の整備工事全体で、どの程度の費用を使ったのか。また、来年3月下旬、なら歴史芸術文化村は開村ですが、開村に向けて、施設整備工事はいつ完了するのかお尋ねします。

○馬場なら歴史芸術文化村整備推進室長 まず、事業費については、用地の取得費、土地の造成費、設計費、建築の設計費、工事費など、施設の整備に係る事業費は全体で約100億円となる見込みです。

次に、開村に向けて、施設整備工事がいつ完了するのかというご質問ですが、昨年10月末に、建築の工事を竣工したところです。現在、駐車場等の整備工事を実施しているところでして、令和4年1月末には、整備工事全体が完了する予定です。

工事完了後、現地における開村作業を本格化させ、3月下旬のオープンを迎えたいと考えているところです。

○小林（照）委員 今、お聞きしたように、整備費だけで100億円かかっているということです。このなら歴史芸術文化村というのは、芸術文化活動の振興とか、文化財の伝統技術の継承ということでは重要な施策であると理解していますが、今もお答えいただいたように、施設費用だけでなく、年間約3億円という指定管理料があり、そしてまた、これから毎年度、事業費なども必要になってくると思います。これは要望ですけれども、改めて多額の費用を投じる施設となりますので、整備される施設が本当に文化振興とか、あるいは文化財、伝統技術の継承の拠点としての役割を果たすように、効率的な施設運営が求められていると思っています。多額の費用が使われていますので、それが十分生かされる、そして、県民の皆さんの期待に応えられるものでなければならないと思います。今後の取組についても注視していきたいと思っています。

次に、学童保育、放課後の児童クラブについてお尋ねします。

2020年2月に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校は臨時休業しましたが、保護者の就労状況などを考慮し、国からは、学童保育、児童クラブについては、原則開所という要請がありました。学童保育は、施設の広さ、あるいは子どもの数から見ても、三密という感染リスクが非常に高い状況に置かれている施設だと思っています。学童保育でもクラスターの発生も伝えられていますが、学童保育における感染症の発生はどのよ

うな状況だったのでしょうか。

○栗田奈良っ子はぐくみ課長 放課後クラブにおきまして、1例目が発生したのは、昨年の8月です。それ以降、本年9月末までに、合計40のクラブで感染症が発生しまして、感染者は、そのうち児童50名、職員が12名です。

○小林（照）委員 ありがとうございます。

学童保育では、三密などの感染リスクを避けるために、保護者の利用自粛があったり、市町村による利用自粛のお願いも行われたところもあります。施設の問題については、全国学童保育連絡会が毎年全ての市町村の悉皆調査をやっています。これまでの調査を通して、大規模化した学童保育は騒々しくて落ち着けない、ささいなことでけんかになる、遊びや活動を制限せざるを得ない、事故やけがが増えるなど、そうしたことが子どもたちに深刻な影響を与えるとして意見を上げ、それを受けて、国が厚生労働省令で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を公布しました。施設の広さは児童1人につき、おおむね1.65平方メートル以上、子どもの集団の規模はおおむね40人以下、専任職員を2人以上という基準です。

感染症拡大の防止の観点からも、子どもの集団の規模はおおむね40人以下であることが必要だと思いますが、実際、奈良県の放課後児童クラブや学童保育について、おおむね40人以下のクラブ数は幾つあるのでしょうか。また、施設の広さは、1人につき1.65平方メートルというのは確保されているのでしょうか。あわせて、学童保育の待機児童は何名いるのか、お尋ねします。

○栗田奈良っ子はぐくみ課長 まず、定員がおおむね40名を超えているクラブの数は、クラス単位で報告させていただきます。本年5月1日時点の数字ですが、放課後児童クラブの全クラスは382あり、そのうち、185クラスで40名を超えている状況で、全体から見ると48%です。

もう1点、児童1人当たりの面積、1.65平方メートルの維持については、残念ながら、それを下回っているクラブは、クラブ単位で、全体263のうち58か所です。割合にすると約22%です。

続きまして、放課後児童クラブの待機児童について、これも本年5月1日時点での数字ですが、県内の2市で16人の待機児童が発生しています。昨年の4市町74人から大幅に減少したという状況です。これにつきましては、小学校内の空き教室を有効に活用していただくなどの市町村の取組があつて、施設定員が増加したと聞いています。

○小林（照）委員 ありがとうございます。今お聞きしましたように、やはり基準に照らしても、規模の大きいところが48%ありますし、面積も22%のところはまだ基準から外れているということです。

感染症防止の観点からも、集団の規模を小さくすることが必要だと思いますし、あわせて、今お聞きしましたように、待機児童もまだいるということです。お聞きしているのは、未設置校区がまだ残っているということです。そういう様々な問題がまだあり、やはり安心安全な生活の場、放課後の子どもたちに生活の場を提供する、ということから考えると、待機児童の解消と、それから学童保育の規模を小さくするという問題と、それから未設置校をなくすという課題が非常に大事だと思うのですが、これにどのように取り組んでいくのか、よろしくをお願いします。

○栗田奈良つ子はぐくみ課長 ご指摘のとおり、放課後児童クラブの量の拡充と質の向上、この2つは大変重要な課題だと認識しています。

このため、県では、放課後児童クラブの創設とか、あるいは面積増を伴う改築ですとか、あるいは、今、ご指摘があった大規模放課後クラブの分割に係る、いわゆるハード整備の施設整備費用に関して、国とともに補助を行っているところです。特に、受入れ児童数が71人以上となっている大規模クラブの数は、ピーク時の平成29年に37か所ありましたが、こういった整備も進み、今年度は21か所まで減少しているところです。

また、先ほど述べましたように、市町村によっては空き教室の活用が進んでいるという状況もあります。これによって、適正な規模のクラブにさせていただいているところです。県におきましても、今、放課後児童クラブを福祉部局が担当しているところが多くて、一方、学校施設に子どもがいるわけですので、教育委員会との連携が欠かせない部分も出てきます。学校施設の活用に係る責任体制がその中で課題となっている市町村があるとも聞いていまして、管理運営上の責任の所在について、市町村の福祉部局と教育委員会とで取決めが行われやすくするように、協定書のひな形の提供も、令和元年から進めているところです。

さらに、こういった施設整備や運営に関する市町村の負担が、今後軽減されるよう、国に対しても、全国知事会を通じて施設整備や運営費補助に関する国の補助率の引上げ等について要望を行っているところです。

○小林（照）委員 分かりました。誰もが安心して、どの子も過ごせる生活の場を保障するように、さらに取組を進めていただきたいと思います。

次に、こども食堂のことでお尋ねしたいと思います。

子どもの貧困対策、子どもの居場所づくりということで、こども食堂が全国に広がっています。しかし、コロナ禍で、子どもの貧困は一層打撃を受け、コロナの感染が続く中で、幾つかのこども食堂ではテークアウトの取組をされていますが、多くがお休みの状態になっているのではないかと危惧しています。

お尋ねしたいのは、現在のこども食堂の現状です。現時点で、幾つの校区にこども食堂があるのでしょうか。小学校区のこども食堂充足率は、幾つの校区で何%になっているのでしょうか。それをまずお尋ねします。

○堀内こども家庭課長 こども食堂の運営状況については、本年6月時点において、県が把握している状況は、全体で69あったこども食堂のうち、通常どおり開催しているこども食堂が全体の26%の18か所、デリバリーやテークアウトにより対応しているところが28%の19か所、休止が36%、25か所となっています。

また、こども食堂の小学校区に設置されている状況ですが、こども食堂は、今現在、県内23市町村、62の小学校区に設置され、設置率は32.5%となっています。

○小林（照）委員 ありがとうございます。休止されているところが36%、25か所ということで、そこに対する支援が必要だと思っているのですが、もう一つは、以前、お尋ねしたときに、県内の小学校区ごとのこども食堂を目指していくということをお聞きしました。そのためには、現在のこども食堂を存続させて、新たに増やしていくための支援が必要だと思いますが、これはどのように進めているのか、進めようとしているのか、お尋ねします。

○堀内こども家庭課長 こども食堂を増やしていくためには、活動を始めるに当たってのノウハウの提供や、活動していただく方とのマッチングが重要だと考えています。そこで、昨年度から、県こども食堂コーディネーターを配置し、開設や継続運営のための個別アドバイスや、こども食堂に無償で自社商品の提供が可能な協力企業や団体に対し、こども食堂への応援協力を働きかけているところです。

また、民間団体による助成金の情報提供やフードバンク活動団体と連携して、希望するこども食堂に未利用食品が届くよう調整を行い、こども食堂の開設や安定的な運営を支援しているところです。

また、今年度は、新たにこども食堂を中心としまして、自治体や地元企業、ボランティア団体などの地域の多様な人が関わる子ども支援地域ネットワークをモデル市町村との共

同によりつくり、今後は、その成功事例を広めて、こども食堂の増加につなげていきたいと考えています。

引き続きこども食堂の増加に向けて、広報活動の強化により、こども食堂に関心を持っていただく方を増やすとともに、活動の当事者のご意見もよくお聞きしまして、開設したい方向けの支援を工夫してまいりたいと考えています。

○小林（照）委員 ありがとうございます。取組を進めているようですが、県が打ち出している全ての校区にこども食堂の設置を目指すために、やはり市町村も関わってもらうことが必要ではないかと私は思っています。そして、校区ごとでの具体化を進めるために、行政も通して、地区にも社会福祉協議会があります、これはボランティア団体といってもいいでしょうけれど、これらの協力を得ることなども検討されたらどうかと思っています。

こども食堂は、NPO法人などの様々な団体や地域の皆さんが集まって団体をつくって実行委員会として実施しているなど、様々な形があるのですが、地域福祉という観点もあると思っています。社会福祉協議会は地域福祉の拠点になっていますので、その辺りは、市町村も関わりますので、その辺りの協力を得ることができるよう検討されたいと思います。

最後に、先ほどもスクールソーシャルワーカーの問題でいろいろ討論がありましたが、その問題をお尋ねしようと思います。先ほどの答弁の中で、小学校、中学校の今の派遣の状態の話がありました。私の頭の中でちょっと理解できていませんが、6市1町は独自でされているので派遣をしてないのであれば、32市町村には派遣をしているということでしょうか。中学校区の単位で派遣をされているということでしょうか。そうしますと小学校は、中学校区の中に幾つか校区があって、だから、1つの中学校区から順番に派遣する、そういう体制になっているのでしょうか。そうなりますと、全ての中学校区に派遣がされていると理解してよろしいでしょうか。それと、高等学校はどうでしょうか。もう少し分かりやすくお答えいただけたらと思います。

○大石教育研究所長 全ての中学校区に置いているわけではありません。派遣している32市町村の中学校に置いているということです。県立学校については2校です。

○小林（照）委員 全てということではないということですね、分かりました。

実は、先ほども配置、派遣の促進とありましたけれども、政府は、初の教育現場に対する実態調査を行って、県教育委員会も調査されました。ヤングケアラーの問題ですけど、

生徒が家事や家族の世話に負担を感じていることが分かりました。全国調査では、そのうち1割から2割が、勉強の時間が取れない、自分の時間がない、精神的にきついと訴えているとの報道もありました。一方、相談しても状況が変わるとは思わないなど、負担の重さを自覚していなかったり、隠したりする可能性もあって、子ども自らがSOSを出す困難さが明らかになっています。ヤングケアラーの早期発見に向けて、厚生労働省、文部科学省、両省のプロジェクトチームの調査結果を踏まえて、スクールソーシャルワーカーの配置水準をその報告書の中に盛り込んでいるのが今の状況だと思います。

それで、先ほど確認しましたが、まだ全ての中学校区にも配置できていないというわけですから、その辺りの目標もきちっと持っていただいて、スクールソーシャルワーカーの配置には具体的な目標をもって推進していただきたいと思っています。その辺りはどうでしょうか、お尋ねします。

○大石教育研究所長 小林（照）委員にご紹介いただきましたとおり、国の配置方針というものがあり、それは承知しています。先ほど藤野委員からも、市町村からの要望はないのか、とお尋ねもありました。実際に、そういった定数配置できる法整備が進むように、やはり国に要望してまいりたいと思うとともに、まずは、今は緊急対応が必要なケースに、必要な支援が届くように体制を整備してまいりたいと考えています。

○小林（照）委員 ありがとうございます。

家族の状況を知られることが恥ずかしいと思ったり、ケアが生きがいになったりしている場合もあるということも留意する必要がありますし、まずはしっかり寄り添って、支援が必要なのか、どのような支援が欲しいのか、聞き取ることが重要だと厚生労働省、文部科学省、両省のプロジェクトチームは報告書に明記しています。

子どもが望めば、話を聞いてもらえる場所があって、受け止める大人がいるという体制の整備が支援の基本です。改めてスクールソーシャルワーカー配置促進を重ねて求めておきたいと思います。

○樋口委員 私からは6点、質問します。

まず、1つ目、毎回、申し上げているので恐縮ですが、文化財の記録と活用の文化財活用推進事業についてですが、データベース化を他の事業でも進めていくとなっていて、この件については、その必要性は都度、申し上げてきたところです。今回のこの事業の中では、なら歴史芸術文化村での活用を前提として、文化財情報の収集に取り組むとなっていて、令和3年度までに3Dデータの計測を仏像に関して進めておられるということ

ですけれども、この進捗状況、要はどれだけの仏像を対象に、どれだけのデータが取れたかというところについて、まずはお聞かせください。

○石原文化財保存課長 文化財活用推進事業は、平成28年度から令和2年度まで、5か年計画で事業を進めてまいりました。ご質問の仏像の3D計測では、延べの期間で45件の調査を行っているところです。それに基づき、6点の模型を制作させていただいたという状況です。

○樋口委員 この45件ということですが、このうち、指定文化財と未指定のもの、それぞれ何件ずつあるのでしょうか。

○石原文化財保存課長 全て指定文化財です。

○樋口委員 分かりました。

前々から申し上げているのですが、指定文化財だけではなくて、未指定のものについても記録はどんどん取っていくべきだと思います。

今回、なら歴史芸術文化村で活用されることを前提にしていますけれども、これで終わりですか、という話にもなります。45件というのは、指定文化財のうちの何割ぐらいのものに該当するのか、未指定はどれほどのものが、今、県として把握されているのか、この辺りはどうでしょうか。

○石原文化財保存課長 指定文化財の件数ですが、全体の数字として申し上げます。

指定文化財に関しましては、国、県合わせて約2,000件あり、その内訳は、国指定の重要文化財等が1,327件、また、史跡名勝天然記念物146件、また、県指定としては568件という内容で、ほぼ2,000件という数字です。

別途、未指定につきましては、実際、その調査等が進められていないという状況ですので、全体の件数の把握はできていません。

○樋口委員 全体の数は把握できていない、全体は分からないけれども、今、見えているものの件数は、多分、分かると思います。もう聞きませんが、2,000件のうちの仏像って何件なのか、結局、その45件というのは何割程度、進んでいるのか、という話です。

要は、これで一旦5か年計画が終わって、それで終わりという話では多分なくて、今後、継続的にどこまでのものを対象に調査として進めていくべきなのか、あるいは計測をしていくべきなのか、というところについては、やはり県として一定の方針を持ってやっていただく必要があるのではないかとこのことを申し上げたいので、その辺りは明らかにして、

目標を持って、順次進めていっていただきたい。そのための財源なり、マンパワーは当然必要になってくるわけですから、それは今後、奈良としては大事なところですよ。以前からも申し上げているので、しっかりと予算取りをしていただきたいと思います。

次に、成果に関する報告書の29ページの記紀・万葉プロジェクト2020の集大成事業です。これは、過去ずっと継続してやってこられてきて、2020年が集大成の年だということで、大々的にと言いながら、コロナ禍でなかなか思い切ったことができなかったのかと思っています。ただ、これまで継続してこれをやってこられて、今年度も引き続き聖徳太子没後1400年になると、それ以降も周年のイベントというか、出来事を基に事業を進めていこうというようなことで、以前お伺いしたところではございますけれども、この記紀・万葉プロジェクトをこれまで続けてこられた成果を、県としてはどのように認識されているのか、また、その成果をこれからどういう形で生かしていこうとされているのか、この点について、集大成が終わりましたので、お聞かせいただけますでしょうか。

○中川文化資源活用課長 記紀・万葉プロジェクトの成果につきましては、これまでなじみの薄かった古事記、日本書紀、万葉集をまずは身近なものに感じていただくことを主眼として、様々な取組を実施したところです。県内外の多くの方々に記紀・万葉へのなじみを持っていただけたと感じているところです。

あわせて、これらの様々な取組で培いましたストーリー性を重視した歴史へのアプローチ手法、あるいは他府県、市町村、民間団体などとの連携のノウハウが我々にも蓄積されてきたことについても成果と感じているところです。

また、あわせて、2012年のプロジェクト開始当初から、各種の情報を蓄積してきたホームページや各種の冊子、映像などの具体的な情報発信ツールについても、大変、充実してきたところです。

本プロジェクトの今後の展開ですが、今年度以降も、樋口委員お述べのとおり、国内外の方々に歴史を追体験していただくための歴史活用プロジェクトとしまして継続してまいりたいと考えています。

今、申しました取組で蓄積されたノウハウやツールを最大限に活用しまして、記紀・万葉集などに記されている歴史文化の内容であるとか、その歴史の成立過程、あるいは時代背景などについて、幅広く考え、感じていただく取組も充実してまいりたいと考えています。

○樋口委員 ありがとうございます。

いろいろと考えていただくきっかけになると思って発言させていただいていますけれども、周年事業をして、何となくそれで終わってしまうのではないかとこのことを心配して、もっと底流に流れる記紀・万葉プロジェクトをやってきたことによって、こういうまちづくり、観光文化のところに、奈良県としてはこういう姿勢で取り組んでいく、あるいはこういうものを残していく、何かつくり上げていくものというのは、多分これから考えてやっていく必要があるのではないかと思います。漠然と申し上げて申し訳ないのですが、ただ、今のお話の中では、歴史へのアプローチの手法であるとか、歴史を通した広域連携の手法、あるいは蓄積であるとか、情報の蓄積であるとか、そういう積み重ねてきたものがあるので、それを上手に使いましょうという話、それは一つ手法としてあります。ただ、もう少し理念的なところで何か押さえておくべきものがあるのだろうと思いますので、その辺りはもう少し大きくくくっていける理念を打ち出していただくと、もっと展開の幅が広がっていくのではないかとこのことを期待しています。なかなか具体的に見えてこないところがありますので、ぜひ、ご検討いただきたいと思います。

次に、報告書の中に書いていませんが、オンライン発信支援事業について、これはコロナ対策として実施された令和2年度の事業ですけれども、常任委員会の中でも申し上げていましたが、オンライン配信というのは、コロナ禍を通して着目されたところで、その活用の方法というのは、これからいろいろと考えていくのが一つの課題であろうかと思っ

ているところです。令和2年度にこういう試みが実施されて、その成果、あるいはそこから見えてきている課題、この辺りをどのように担当でつかんでおられるのでしょうか。

以前、常任委員会では、今年度に入ってからムジークフェスト、あるいは大芸術祭などをオンラインの活用もやっていますというご報告がありましたけれども、そういうところに、どう問題意識というか、課題が生かされてきているのか、あるいは、さらに今後、どういう形でこれを展開していこうとされているのか、この辺りをお聞かせいただけますでしょうか。

○辰巳文化振興課長 樋口委員おっしゃっていただきましたのが、令和2年度の補正予算で実施しました芸術文化活動のオンライン発信支援事業補助金というものです。

この事業については、ウィズコロナ期における芸術文化活動や県民の文化鑑賞の機会を確保するために、従来型のイベント開催手法に加え、新たにオンライン上での活動機会や鑑賞機会を創出するために実施したものです。これにつきまして、活動機会の減少を余儀なくされた状況にあるアーティスト等に対し、動画の撮影、それから編集、配信など、新

たにオンライン化するための経費について、1件当たり50万円を上限として補助するもので、25件の事業を採択し、合計1,083万4,000円余りを交付したという状況です。

今年度に入りまして、現在、この補助対象者が作成しました映像作品を広く紹介させていただくために、県のユーチューブチャンネル等で配信する準備を進めているところです。こうしたことで、皆さんの活動を紹介したいと考えています。

成果といいますか、課題等も含めまして、事業のアンケートを実施したところから見えるものとして、結果、配信によりコロナ禍での演奏活動に新しい選択肢ができたというご意見や、新しいファンの獲得につながったなどといったご意見を頂戴したところです。

また、動画配信事業につきまして、樋口委員からもご紹介ございましたムジークフェストなら等の出演者や動画視聴者からアンケート等でご意見をいただきまして、それも参考に実施していますが、無観客であっても、活動の機会ができて大変ありがたいという出演者のご意見もいただいていますし、また、視聴者からは、遠方に住んでいるため、今まで行きたくても行けなかったけれども、配信で演奏を楽しめてありがたかった、という意見も多数いただいています、おおむね好評だったと感じています。

また、県としましては、こういったご意見も踏まえ、「奈良県みんなでたのしむ大芸術祭」を11月末まで開催中ですが、こういった芸術祭やムジークフェストならなどの開催機会を通じて、芸術家や関係者の意見をさらにお伺いしまして、今後も芸術家の活動機会の創出、それから、県民にとっても文化鑑賞の機会の確保に努めるといった形で事業を展開してまいりたいと考えています。

○樋口委員 ありがとうございます。

以前も申し上げましたけれども、いろいろコンテンツはできてきている。多分、いろいろな団体、あるいは個人で動画を撮ってコンテンツを蓄積するということは結構あると思います。いろいろな自治体を見ていると、例えば何市の文化振興団体、あるいは文化活動団体の各コンテンツを寄せて、オンライン上でプラットフォームなり、ポータルサイトという形で配信するサイトを作るサービスも始めているところもあります。ぜひ、奈良県の中でも、アマチュア、あるいはプロ、それぞれ載せ方というのは、多分著作権の関係があるとは思いますが、希望される方に、こんなものがあるということで、奈良県にゆかりのある、あるいは奈良県で活躍されている方々のものを一覧できるようなものがあると、少し盛り上がってくる部分もあると思います。県としてその辺りを大きく打ち出し

ていくことによって、奈良県の文化の底上げにつながっていけるような活動があるといいと、個人的に感じているところですので、ぜひそれは事業として、一度お考えいただけるとありがたいと思います。

次に、成果に関する報告書の42ページから43ページにかけて、スポーツの推進というなかに、いろいろな取組が掲載されていますが、コロナ禍でスポーツイベントというのは、文化のようになかなかオンラインで行うことは難しい部分等もあります。しかし、縮小・中止ということがあり、県民のスポーツに参加する機会がかなり減ってしまったと思います。市町村の事情を見ましても、同様にイベントの中止、あるいは体育施設の利用が一時期できなかつたということで、スポーツへの参加機会がかなり昨年度から今年度にかけて減ってきているのではないかと思います。

要は結果として運動習慣そのものが縮小していくことになっていないかと思っております。この事業評価を見ていると、男性で1.6ポイント減、女性で5.8ポイント減という結果も出ています。運動機会が減ると、当然、運動不足、あるいは健康への影響が出てくるとともに、動かないことに慣れてしまって、運動に対する意識そのものも低下していくことにつながってしまうのではないかと思います。特に高齢者は、健康面、あるいは生活機能の低下にまでつながっていくような話も出てまいりますので、年齢別で見たらどうなのか、少しその辺りを詳細に見ていく必要もあると思いますので、そのことを踏まえて、いろいろな施策を考えていかなければならないと感じていますが、そういう実態を捉えられているかどうか、まずお伺いします。

○木村スポーツ振興課長 運動習慣については、令和2年度に実施したなら健康長寿基礎調査の調査結果によりますと、樋口委員お述べのとおり、運動する時間が減ったと答えた方が、増えたと答えた方を大きく上回っています。1日30分以上の運動を週2日以上実施している、いわゆる運動習慣者の割合も、前年度の調査と比べますと、男性で1.6ポイント、女性で5.8ポイント減少したというデータをつかんでいます。

○樋口委員 割と大雑把に把握されているようですが、先ほど申し上げた年齢別ではどうでしょうか。恐らく年齢によって運動機会の提供のされ方はかなり変わってくるはずですが。若い方、学生であれば、学校で体育の授業があるなど、一時的に抑えられていた部分があったとしてもいろいろ機会があり、それなりに回復する余地がまだあると思います。壮年、あるいは高齢者ということになってきたときに、その辺りがどうなるのか。その年齢層の運動習慣をもう一度、取り戻していくために、どこまでのことをしないとイケないのか、

意識面で低下していれば、そこからもう一度、啓発に取りかかっていかないといけないと思いますし、次年度の基礎調査、もしあるのであれば、その比較をしながら、どの部分が一番手当てをしないといけないところなのか、考えていただきながら、手を打っていただきたいと思います。ただ、1年待つと、またさらに低下を招くような話になってもいけませんので、今考えるところをまずは手を打っていただきたいと思います。今の結果を見ながら、すぐその辺りを判断いただくところと、少し時間をかけてご判断いただくところと、二通りあると思いますけれども、ぜひ早急にその辺りの取組、あるいは検討をしていただきたいと思います。

次に、この成果に関する報告書の184ページに、学歴向上を目的とした学校教育活動支援補助事業があります。この事業については、児童生徒へのきめ細やかな対応、教員の働き方改革の実現のために、小・中学校の教育活動を支援する多様な知識人材の配置に対する補助ということになっていますけれども、具体的にどういう人材を、どういう形で配置されて、どう活用されたかというところについて、まずはお伺いしたいと思います。

○山内学校教育課長 学校教育活動支援補助事業について、まず、どのような活用を行ったかという点ですが、多様な地域人材を小・中学校に配置しまして、例えば放課後の補習などのときの学習のサポート、また、不登校傾向の児童の支援や別室登校への生徒の支援、さらには、外国語科、英語に特化したアシスタントや日本語の支援や、さらにはチームティーチングにおける支援、このようなかなり多様な形態で学校の教育活動の支援を行っているところです。

○樋口委員 これは、一時的に配置をするというものでしょうか、あるいは継続的に配置ができるようなスキームになっているのでしょうか。

○山内学校教育課長 令和2年度の経過については、当初予算におきましては、3町1組合の教育委員会を対象に、14人の配置を予定していました。ただ、コロナ禍で、基となる国の事業が補正予算により拡大されましたので、あくまでも緊急的な追加配置としまして、この年度は最終に17市町村1組合の教育委員会、合計628名の配置と拡大をさせていただいたところです。

○樋口委員 令和2年度はかなり拡充されていますが、今年度はどのような感じですか。

○山内学校教育課長 令和3年度につきましては、まだ国の緊急的な配置が続いていまして、昨年度よりは一部縮小しましたが、13市町において事業を実施しているところです。

○樋口委員 となると、やはり一時的な配置になると思うのですが、先ほどのお話で、放

課後のサポートだとか、不登校対応だとか、これは継続的に人を求めている課題、ポイントになってくるところでないかと思います。お金があるときは配置できるけど、なくなったら、はい、終わりということになると、学校も対応が大変だと思います。とはいえ、財源がないとなかなかできない話なので、そこは併せてやっていかないといけないですけど、これは一つの考えるきっかけだと私は思っています、どこに人が足りないのか、どういう人材が足りないのか、その求めているところに人を配置するためにどういう仕組みが必要なのかというところを考えていく必要があると思います。全国的に、例えばICTの支援員のように、全県的に認知されて、やはりそういう人を置くための予算が必要だということ置いていくべきものもあれば、まだそういう認知まで至ってなくて、でも今こういう人材が必要ではないかというところが見えたときに、そこに手当てをしていくことは必要になってくると思います。今、学校の教育現場でどういう人材が、当然いろいろ持っている資源が違うので学校によって違うと思いますが、やはりそのニーズをまずは把握した上で、必要なものは、人材確保して置いていくということを行政としてやっていかなければならないと思います。その辺りは、まず、どうしても置かなければならないのはどこなのか見極めて、それを検討課題の一つとして持っていただいた上で、人員配置の在り方というのは考えていただく必要があると思います。これは一つのきっかけだと私は思っています。ぜひ、ご検討はしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、成果に関する報告書の185ページのコミュニティ・スクールの推進体制構築事業について、これは以前にも別の機会で申し上げましたけれども、この体制を構築すれば一応できた、ということになっているという話でした。ただ、実態として、その取組を進めているところと、もう形だけというところはあるということ漏れ聞いています。その取組の状況について、実態をまずは把握してくださいということは以前申し上げましたが、この辺りの実態は、今つかんでおられますか。

○大橋人権・地域教育課長 コミュニティ・スクールの設置後の学校の実態について、まず、県立学校の学校運営協議会につきましては、当課で実施させていただいている地域との共同推進事業の取組や社会に開かれた教育課程の在り方についてなど、コミュニティ・スクールとして地域と共にある学校づくりの推進について協議しているということです。

例えば十津川高等学校では、教育活動充実の観点で、木工芸、美術コースの生徒が作成した作品の展示について話合いが行われました。その中で、地域の協力を得て、地域交流センターで展示会が実施されることとなりまして、広く地域住民に見学していただく機会

を設けることができました。その結果、住民からは大変、好評をいただきまして、生徒の学ぶ意欲の向上や自己有用感の高揚につながったと、そういう取組になったという例を把握しています。

一方、市町村立学校につきましては、コミュニティ・スクール設置校の管理職や学校担当者を集めたコミュニティ・スクール連絡会を当課主催で、年に1回開催しているところです。そこでは、先進事例の紹介や参加者同士の情報交換、意見交流を行っているところです。今年度の連絡会では、校区の危険箇所のマップ作成や地域の人と協力して行った自主防災訓練などの取組につながったという協議会の様子を紹介していただきました。コミュニティ・スクールの設置によって、地域と学校の協力関係がより深まったということが伝えられたところです。参加者からは、先進事例や他校の取組状況を知ることができて参考になった、本校でも地域の中で子どもが活躍する取組を実現していきたい、といった感想を寄せていただいたところです。

県教育委員会としては、今後もこの連絡会の機会を活用して、コミュニティ・スクールの取組状況のより一層の把握に努めていくとともに、今後、コミュニティ・スクールの運営の点検などにつながっていくようなチェックリストの作成を検討したいと考えているところです。

○樋口委員 チェックリストを作って評価していきましょうという取組は、ぜひやっていただきたいと思いますが、先ほど申し上げたように、取組がどの程度進んでいるのか、これはチェックリストを作ればおのずと分かってくる話でありますけれども、現状をまずは把握する。できていないところについては、できてないということの認識を持っていただく必要があるだろうと思っています。その上で、この連絡会に来て、話を聞いて、より問題意識を高めてもらう、あるいは、これから始めるためのきっかけをつくってもらうところにつなげていく必要があると思います。

学校や学校長にもよりますけれども、もし、できれば煩わしいことを避けたいという方がいらっしゃったとしたら、そこに対して一定、やらないといけないという意識を持っていただく必要がある。そのためにも、今おっしゃっていたチェックリストをうまく活用して、自分の学校の立ち位置がどこかということをもまずは認識していただき、やっていないと、格好悪いというところを認識していただくことが必要だと思います。その上で、どうやって始めるか、どう深めていくか、というところに持っていかないと、やはり入り口が私は大事だと思います。やり始めれば、いろいろ動きが出てくるだろうと思いますので、

ぜひ、その入り口のところの取組を県としてしっかりとサポートしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○岩田委員 少し状況を聞かせていただきたい。

なら歴史芸術文化村について、先ほど小林（照）委員のお話がありましたが、総額100億円を投じてやってもらうわけですけれども、来年3月から開かれる予定で、今年、指定管理者が決まったということでした。このなら歴史芸術文化村の指定管理者の仕事の契約内容、どこまで、どういうことを任されるのか、それをまず聞かせてください。

○馬場なら歴史芸術文化村整備推進室長 なら歴史芸術文化村は、大きく4棟の構成です。文化財修復・展示棟、もう一つは芸術文化体験棟、もう一つは交流にぎわい棟、そして情報発信棟です。そのうち、交流にぎわい棟にあるレストラン、また物販所、伝統工芸の展示等々の部分について指定管理者にお願いしているところです。

加えて、施設の物理的な警備であったり、管理であったりという部分につきましても、指定管理者の業務内容としているところです。

○岩田委員 今のお話では、交流というか、道の駅の建物の管理やレストランの経営も指定管理者に任せるのでしょうか。

○馬場なら歴史芸術文化村整備推進室長 指定管理者制度で運用するところですので、経営につきましても、指定管理者が自らの民間のノウハウと力を持って経営されるというところです。

○岩田委員 当初から道の駅をあの場所でやることに対して賛成ではありませんでした。道の駅といいます、県道から200メートルほど入った位置で、これはなかなか難しいという思いでずっと発言してきましたけれども、この指定管理者によほど頑張ってもらわなければならないと思います。奈良県で今、一番にぎわっているのが平群だと思います。その前にビッグができたときに心配したのですが、逆に前にスーパーが来たおかげでにぎわいを見せているように思います。この道の駅は、指定管理者の経験などを活かして頑張ってもらわないといけないので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

次に、先ほどもありましたが、国民体育大会のことで、状況を聞かせてください。

以前、会場は橿原市が一番いいのではないかと、また、ぜひともお願ひしたい、という趣旨の発言を議会の一般質問の中でしました。その点、今、橿原市とどの程度進んでいるのか、まずはお聞かせください。

○木村国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室長 橿原市との協議状況について

てですが、8月30日に、県から櫃原市に対しまして、一体整備の運営について、4点、提案させていただきました。その内容につきまして、1つ目は施設配置の考え方です。2つ目が施設整備の考え方。3つ目は施設運営の考え方として、最後、4つ目は県の櫃原公園と市の櫃原運動公園の交換の手続、費用負担、精算等の考え方についてです。

この内容につきまして、櫃原市では、市長が市議会に報告し、検討をいただいています。市議会の意見を踏まえて、市の案を近いうちに県に提出いただくのではないかと考えています。また、その提出された考えを踏まえまして、改めて櫃原市と協議を進めたいと思っています。

○岩田委員 ちまたでは、櫃原市の内部の状況が、どうもスムーズにいかないのではないかとということが聞こえます。例えば新聞報道だけですが、庁舎の問題にしても、市長の考えと議会の考えは、二転、三転しているような状況です。ちょっと耳に入ってくるのが、そのような状況ですので、国民スポーツ大会もうまくいかない、というような話も聞くわけです。

県としては、やはり櫃原市が一番妥当だと考えていると思いますので、私の報告だけではなく、市長にも実際どうなっているのだということを含めて聞いていただきたい。日は進んでいきますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

○清水委員長 ほかにございませつか。

まず、総括の確認をしたいと思いますが、本日、質問された内容で総括をされる項目はございませつか。ございませつか。

(発言する者あり)

分かりませつか。では、決まりましたら、またご連絡をお願ひします。

では、ほかに質疑はありませんので、これをもって文化・教育・くらし創造部、こども・女性局及び教育委員会の審査を終わります。

次回、10月13日水曜日は午前10時から、福祉医療部、医療・介護保険局及び医療政策局の審査を行い、その後、県土マネジメント部及び地域デザイン推進局の審査を行います。よろしくお願ひします。

これで本日の会議を終わります。